

## 調査事項

在留許可のない外国人住民に対する公共サービスの提供について

※ 回答にあたっては、当事務所の所在するニューヨーク市の状況についてのみ回答。ニューヨーク市は、不法移民者への対応については一般的に寛容と言える。

- ① 貴事務所所在国では、在留許可のない外国人住民に対して、公共サービスを提供しているか。

回答→ 提供している

- ② 「提供している」場合、どこが（国か地方自治体か）、どのような公共サービスを提供しているか。

回答→ ニューヨーク市（地方自治体）が提供

ニューヨーク市役所の外国人住民に対する基本的姿勢

外国人移民（在留許可の有無を問わず）を含めたニューヨーク市民は市の公共サービスを受ける権利を有する。市役所は住民の情報の秘密を守る義務がある。特に移民の情報（不法移民かどうか）については特に厳守される。

#### ニューヨーク市役所への来訪者に対する対応

市役所の職員は法律の要請がある場合やサービスを受けるのに適合しているかどうかを調べる必要がある場合以外、住民の在留資格について聞くことはない。

#### 犯罪に巻き込まれた場合

住民が犯罪の被害者や目撃者になった場合、ニューヨーク市警察の警察官は市民に対し、その者が犯罪を犯していると疑われる場合以外には在留資格について質問することはない。

#### 健康

在留資格の有無を問わず住民は、緊急の医療処置が必要な場合、救急車を要請したり、緊急医療を受ける権利がある。

#### 住居

法律により、住居等の貸主、売主は賃借人、購買希望者に対し、人種、肌の色、宗教、出身国、性別、年齢、既婚未婚、身体的障害、性的嗜好（同性愛）、職業、外国人か否か（不法移民かどうか）、子連れか否か、等で住宅等を貸す、売ることを拒否してはならないと定めている。

#### 言語

住民が公共サービスを受ける際、自らの言語で話す権利がある。（英語ができなくても良い）

#### 秘密の保守

住民が市の職員に対して在留資格やその他の個人情報に伝えた際、市の職員は法律の要請がある場合を除き、それを他に漏らしてはならない。

#### 労働の権利

市の人権保護法により、雇い主は就職希望者に対し、在留資格の有無や出身国によって差別してはならないと定められている。その他労働者に対して人種、主義・信条、

肌の色、性別（セクシャルハラスメントを含む）、性的嗜好（同性愛）、身体的障害（HIV感染の有無・エイズを含む）、ドメスティックバイオレンスの被害者かどうか、犯罪歴で差別をしてはならない。また、採用、解雇、その他の職業上の職種、給料、評価、昇進等について上記の様な条件で差別をしてはならないと定めている。

- ③ 公共サービスを受けるために、在留許可のない外国住民は、何か資格、要件を満たすことが必要か。

回答→ 特になし